

税関における不正薬物の取締り状況

1. 不正薬物の種類	1
2. 法規制と罰則	2
3. 国内における検挙状況	5
4. 不正薬物の摘発件数と押収量	6
5. 税関による摘発事例	9
6. 税関からのお願い	12

【税関と名古屋税関保税会の歴史】

名古屋税関監視部



1. 規制されている主な薬物

覚醒剤



化学的に合成された薬物で、一般的にメタンフェタミン及びアンフェタミンの2種類を指す。結晶状（粉末）、錠剤型、液剤等、形状は様々。主に、あぶり（熱して吸煙）や静脈注射により乱用されている。繰り返し使用するうちに、中枢神経に異常をきたし、幻覚や妄想に脅かされる。強い依存性を有し、大量に摂取することで、死に至る場合もある。

MDMA



アンフェタミン型合成麻薬の一種で、通常は錠剤。色や形は様々なものが見られる。強い依存性があり、視覚、聴覚を変化させ、幻覚症状などの障害を引き起こすと共に興奮作用を併せ持つ。

コカ葉



コカイン



「コカ葉」に含まれる成分から抽出・精製した植物由来薬物。無色ないし白色の粉末で、主に鼻から直接吸引する。ヘロインと並んで、依存性・中毒性の最も強い薬物の一つであるが、覚醒剤と比較して作用時間が短いのが特徴である。コカインに重曹と少量の水を加えて加熱処理したものは「クラック」と呼ばれる。

大麻

乾燥大麻



濃縮大麻



大麻食品



大麻種子



喫煙具



LSD



「大麻草」から作られる植物由来の薬物で、テトラヒドロカンナビノール（THC）が有効成分。世界中で最も広く乱用されており、精神依存性を有する。大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く）、大麻草の種子及びその製品は、大麻取締法の規制対象から除外されている。一部の国で合法化が進んでおり、関連製品が多様化している。

幻覚、幻聴、時間感覚の欠如等、強烈な幻覚作用がる合成薬物。極少量で非常に強い幻覚作用などが生ずるため、水溶液を紙片等に染み込ませて使用されることが多い。他にも錠剤、カプセル、ゼラチン等の形状が存在する。

指定薬物・危険ドラッグ



指定薬物は、医薬品医療機器等法（医機法）において、所持や輸入等が規制されている物質のこと。一方、危険ドラッグとは、指定薬物や規制薬物（覚醒剤や大麻等）、その他未規制物質を利用して、あたかも合法であるかのような形状にした物品全般を指す一般用語である。指定薬物の規制に当たっては、類似構造を持つ様々な物質を規制するため「包括指定」の仕組みを導入した。

2. 法規制と罰則

◆ 国際条約：「麻薬3条約」

麻薬に関する単一条約 (単一条約/1961年採択)

麻薬類等の生産・製造・所持・販売制限、輸出入の免許制度、国際麻薬統制委員会の設置等を規定した条約。それまで各国が個別に締結していた多数の麻薬類等の取締りに関する国際条約や協定等を一本にまとめ、整理統合したものである。

向精神薬に関する条約 (向精神薬条約/1971年採択)

単一条約が規制の対象とした麻薬（大麻、あへん）以外の幻覚剤、鎮痛剤、覚醒剤、睡眠薬及び精神安定剤等の乱用を防止し、国際的な規模での統制を図るために締結された条約。日本では、同条約批准のため、「麻薬取締法」及び「向精神薬取締法」を、「麻薬及び向精神薬取締法」に改正した。

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止 に関する国際連合条約 (麻薬新条約/1988年採択)

単一条約及び向精神薬条約に規定されていない麻薬類等の不正取引、不正製造等に用いる原材料・器具の製造・分配行為、マネー・ロンダリング等の処罰、不正に製造・栽培される麻薬原料の監視等を内容とする条約。日本では、同条約批准のため、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為等を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（麻薬特例法）」を制定した。

◆ 国内：「麻薬五法」・「医薬品医療機器等法」

麻薬五法

覚醒剤取締法

麻薬及び向精神薬取締法

あへん法 ※吸引具を含む

大麻取締法 ※成熟した茎・種子 及びその製品を除く

麻薬特例法

◆ 「麻薬新条約」の批准に合わせて、1991年に制定。薬物犯罪の経済的側面に焦点を合わせ、不法利益のはく奪と世界的規模の薬物犯罪取締りの国際的協力を図ることを目的とする。

◆ 概要

- ① マネー・ロンダリング及びその他薬物犯罪の不正利益に関する処罰規定
- ② 銀行預金等の無形財産の没収
- ③ 没収・追徴を確実にするための対象財産の確保
- ④ 不正利益のはく奪を担保するための薬物犯罪を業とする行為の処罰規定
- ⑤ 外国の没収裁判の執行の共助
- ⑥ コントロールド・デリバリーを実施するための関係法律にかかる特例措置導入
- ⑦ 薬物犯罪による不法利益にかかる金融機関の疑わしい取引の届出義務

医薬品医療機器等法（指定薬物）

2. 法規制と罰則

◆ 麻薬五法

規制対象物	法令・法条		罰則	
覚醒剤	覚醒剤取締法	第41条 (第13条)	(非営利)	1年以上の有期徒刑
		(営利)	無期若しくは3年以上の懲役、 または情状により罰金併科(1,000万円以下)	
覚醒剤原料		第41条の3 (第30条の6第1項)	(非営利)	10年以下の懲役
			(営利)	1年以上の有期徒刑、 または情状により罰金併科(500万円以下)
乾燥大麻、 大麻樹脂	大麻取締法	第24条 (第4条)	(非営利)	7年以下の懲役
			(営利)	10年以下の懲役、 または情状により罰金併科(300万円以下)
あへん、 けしがら	あへん法	第51条 (第6条)	(非営利)	1年以上10年以下の懲役
			(営利)	1年以上の有期徒刑、 または情状により罰金併科(500万円以下)
ヘロイン		第64条 (第12条第1項)	(非営利)	1年以上の有期徒刑
			(営利)	無期若しくは3年以上の懲役、 または情状により罰金併科(1000万円以下)
コカイン、 モルヒネ、 MDMA、LSD	麻薬及び 向精神薬 取締法 (麻向法)	第65条 (第13条第1項)	(非営利)	1年以上10年以下の懲役
			(営利)	1年以上の有期徒刑、 または情状により罰金併科(500万円以下)
向精神薬		第66条の3 (第50条の8)	(非営利)	5年以下の懲役
			(営利)	7年以下の懲役、 または情状により罰金併科(200万円以下)

◆ 麻薬特例法に係る主な規制対象及び罰則

規制対象	違反形態	罰則
●ヘロイン等の輸入・輸出・製造・製剤・小分け・譲渡・譲受・交付(麻向法64条、64条の2)	左記に掲げる行為を業として行った場合(第5条)	無期又は5年以上の懲役及び1000万円以下の罰金
●ヘロイン等以外の麻薬の輸入・輸出・製造・製剤・小分け・譲渡・譲受(麻向法65条、66条)		
●麻薬原料植物栽培(麻向法65条)		
●向精神薬の輸入・輸出・製造・製剤・小分け・譲渡(麻向法66条の3、66条の4)		
●大麻の栽培・輸入・輸出・譲渡・譲受(大麻取締法24条、24条の2)		
●けしの栽培、あへんの採取、あへん又はけしがらの輸入・輸出・譲渡・譲受(あへん法51条、52条)		
●覚せい剤の輸入・輸出・製造・譲渡・譲受(覚せい剤取締法41条、41条の2)		
薬物犯罪収益等の取得・処分の事実の偽装、隠匿	第6条第1項	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
薬物犯罪収益等の收受	第7条	3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこの併科
規制薬物としての輸入・輸出	第8条第1項	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
規制薬物としての譲渡・譲受・受交付・所持	第8条第2項	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
薬物犯罪収益等隠匿・收受の罪の実行又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆し(そそのかし)	第9条	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◆ 医薬品医療機器等法に係る規制対象及び罰則

規制対象	違反形態	罰則
指定薬物の医療等の用途以外での製造、輸入、販売、授与、所持、購入、譲受、使用(第76条の4)	左記規定に違反した者(第84条)	(非営利)3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科 (営利)5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科

関税法

関税法第69条の1 1 第1項（輸入してはならない貨物）

- 麻薬類及び向精神薬
- 大麻
- あへん及びけしがら（吸引具を含む）
- 覚醒剤

※政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができる場合は除かれる。



密輸入

関税法第109条第1項

10年以下の懲役若しくは3千万円以下の罰金に処し、又はこれを併下する。

3. 国内の薬物事犯検挙状況の推移

		H28	H29	H30	R元	R2
覚醒剤事犯	検挙件数	15,219	14,325	14,135	12,020	12,124
	検挙人員	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471
大麻事犯	検挙件数	3,439	3,965	4,687	5,435	6,015
	検挙人員	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数	784	840	862	945	1,081
	MDMA等合成麻薬	86	107	122	178	372
	コカイン	364	392	434	482	412
	ヘロイン	3	19	14	13	6
	その他	331	322	292	272	291
	検挙人員	412	409	415	457	562
	MDMA等合成麻薬	38	42	50	82	201
	コカイン	142	177	197	205	188
	ヘロイン	0	9	10	6	6
	その他	232	181	158	164	167
あへん事犯	検挙件数	11	12	6	4	11
	検挙人員	6	12	1	2	12
合計	検挙件数	19,453	19,142	19,690	18,404	19,231
	検挙人員	13,411	13,542	13,862	13,364	14,079

注1: 本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

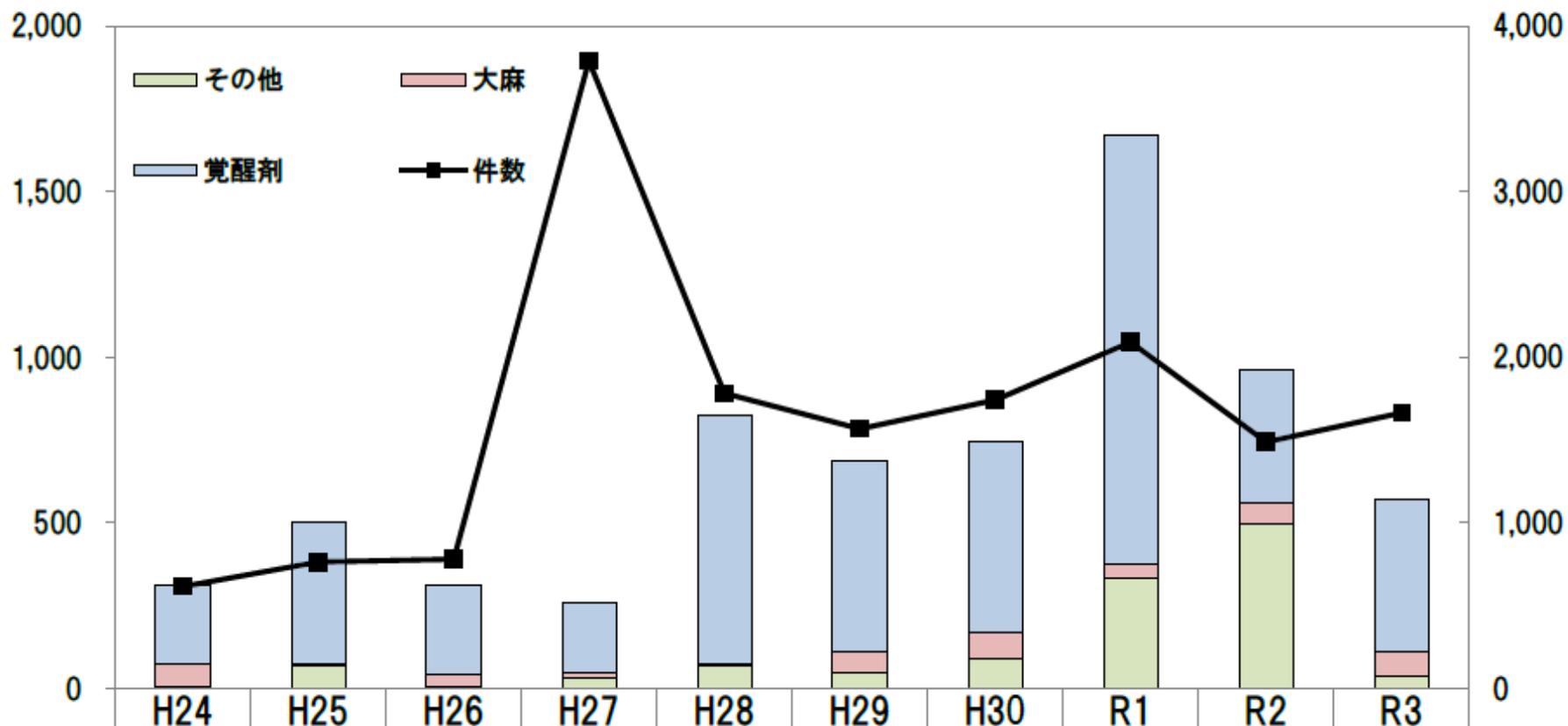
注2: 本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

出典：R3警察白書

4. 不正薬物の摘発件数と押収量（税関全体）

（摘発件数：件）

（押収量：kg）



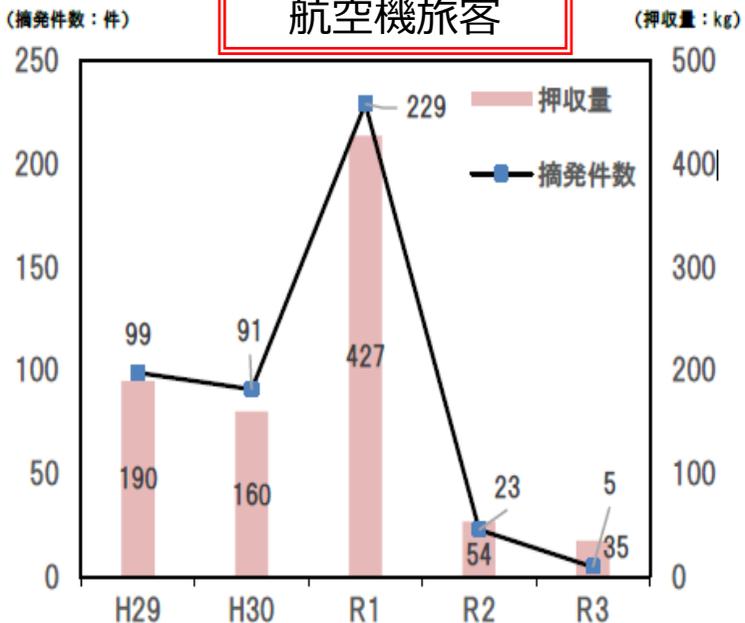
覚醒剤	482	859	549	422	1,501	1,159	1,159	2,587	811	912
大麻	132	13	74	34	9	131	156	82	126	153
その他	11	135	6	66	140	90	178	670	991	73
合計	626	1,007	630	522	1,650	1,380	1,493	3,339	1,928	1,138
件数	308	382	390	1,896	892	784	871	1,047	745	833
うち覚醒剤	141	154	174	83	104	151	169	425	72	95

（注） その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。令和3年の数値は速報値。

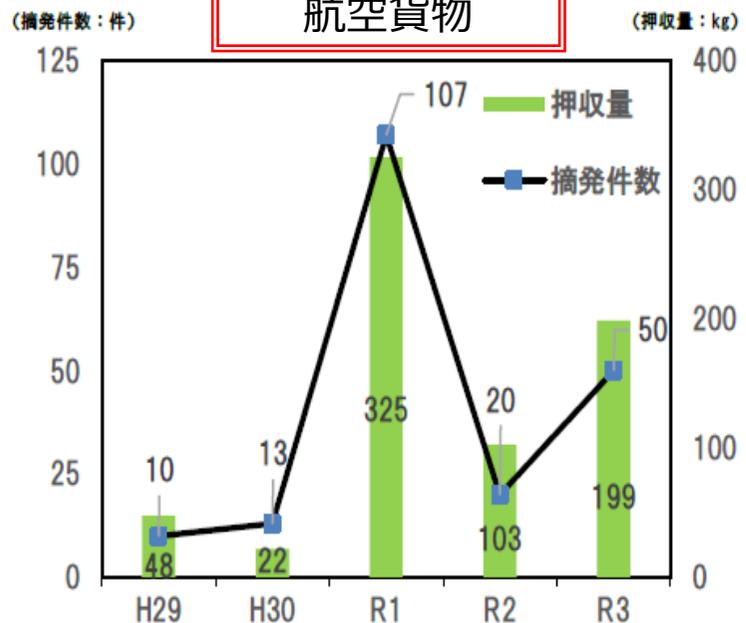
令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

4. 不正薬物の摘発件数と押収量（覚醒剤）

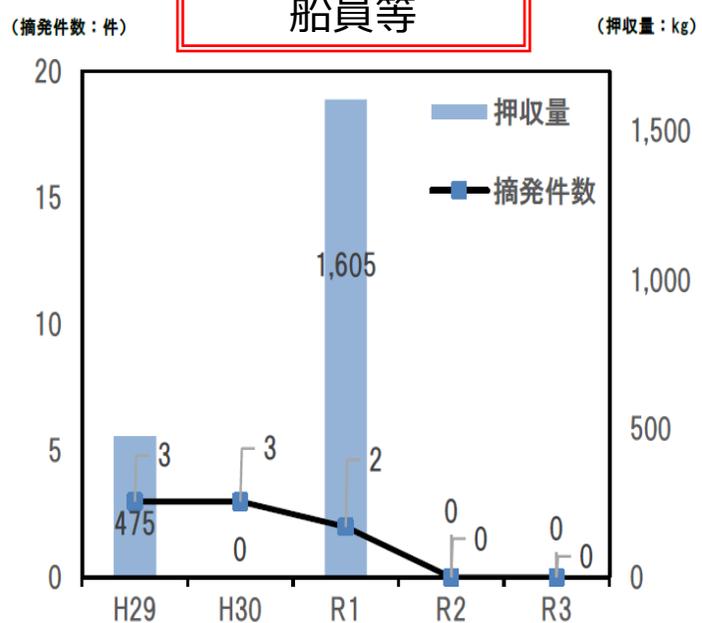
航空機旅客



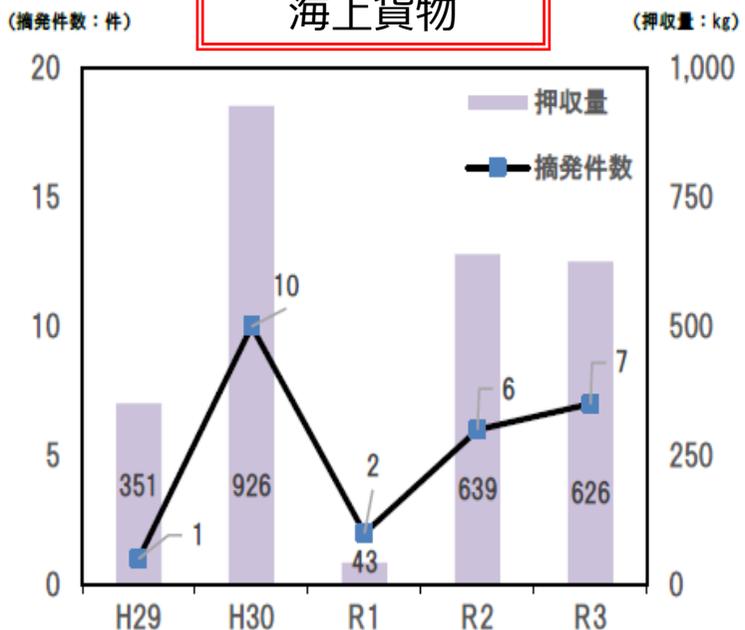
航空貨物



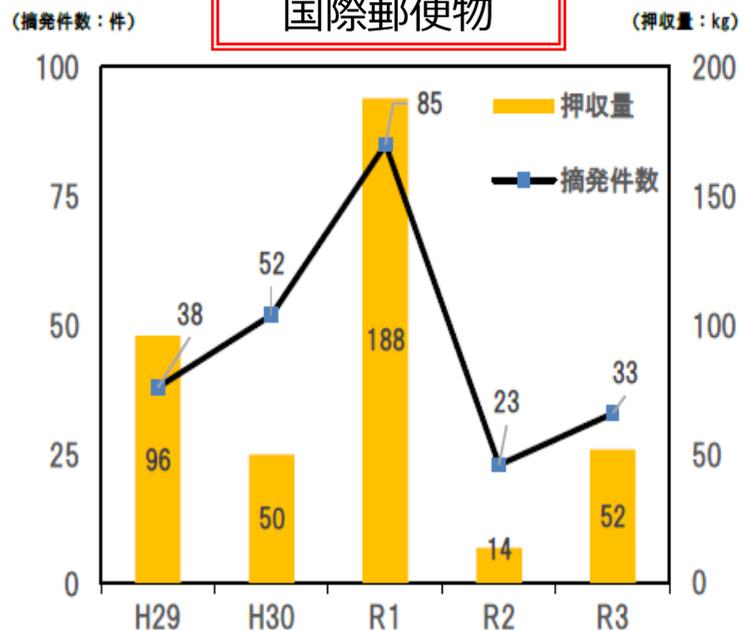
船員等



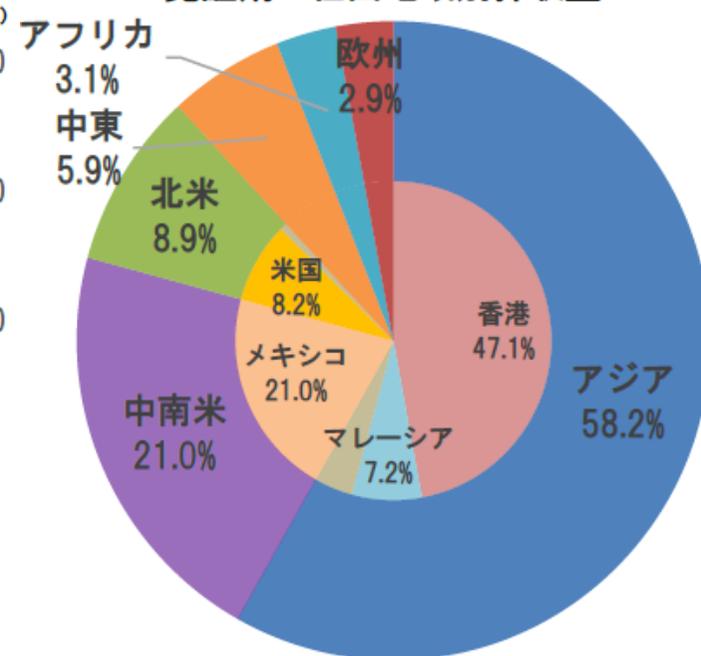
海上貨物



国際郵便物



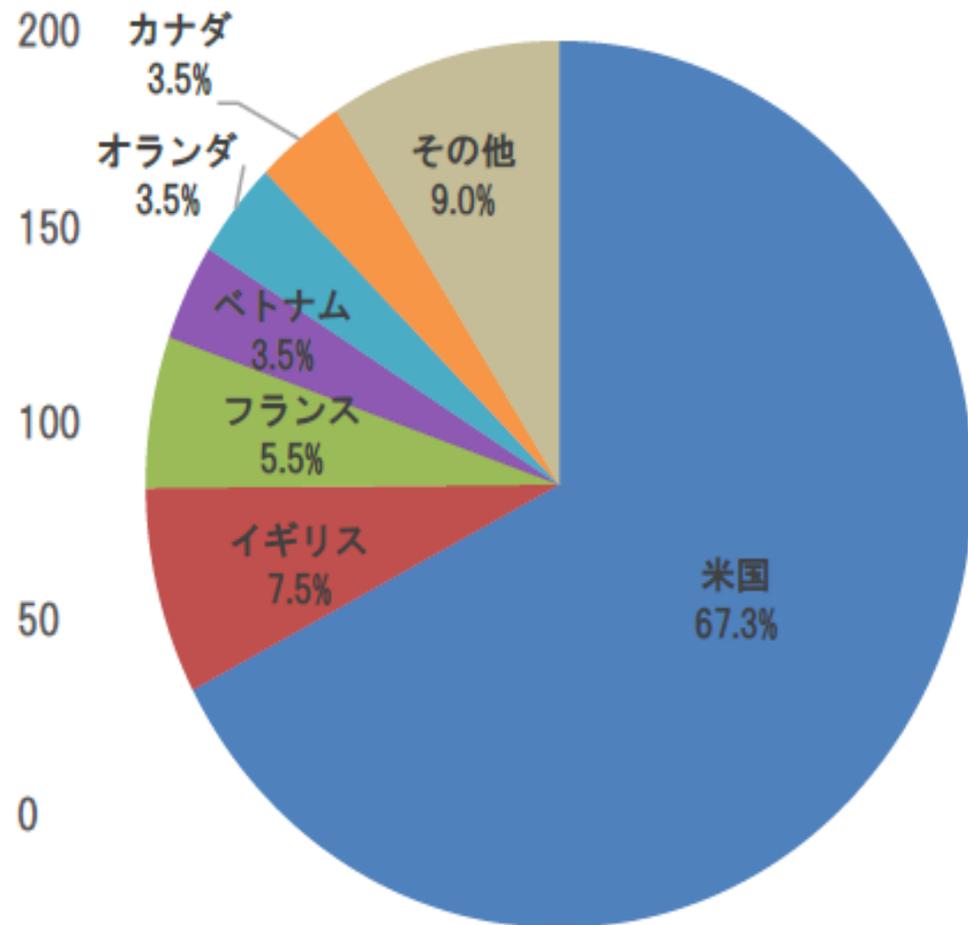
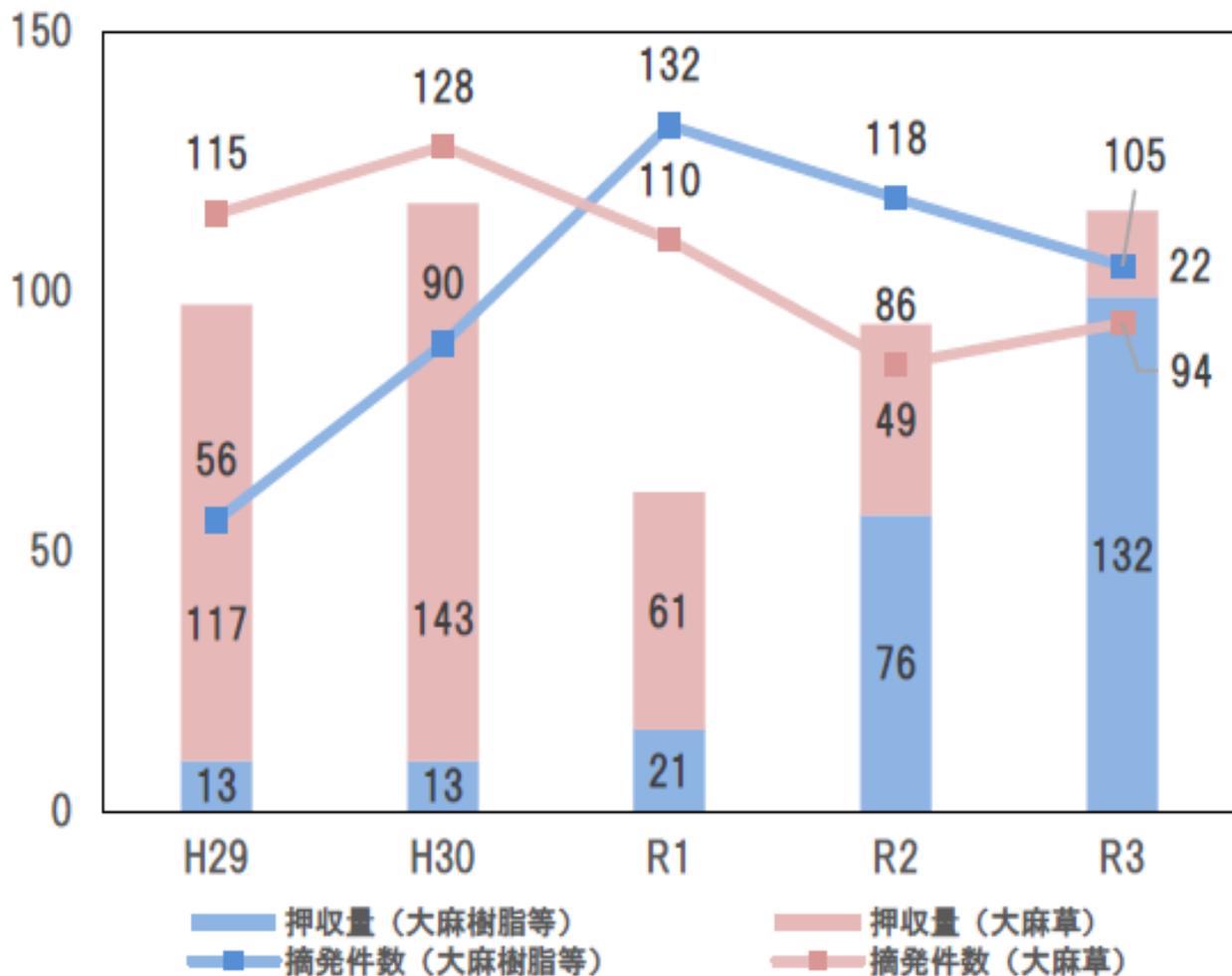
覚醒剤・仕出地域別押収量



4. 不正薬物の摘発件数と押収量（大麻等）

(摘発件数：件)

(押収量：kg)



5. 税関による摘発事例（海上貨物）

① レーザーマシン内に隠匿された覚醒剤を摘発

香港から到着した海上コンテナ貨物を検査したところ、レーザーマシン内に隠匿された覚醒剤約297キログラムを発見し、摘発しました。



（令和3年4月、横浜税関）

② 炭に隠匿された覚醒剤を摘発

トルコ共和国から到着した海上コンテナ貨物を検査したところ、炭に隠匿された覚醒剤を発見し、摘発しました。



（令和3年11月、東京税関）

③ 海上貨物のパレットから覚醒剤を摘発

メキシコ合衆国来海上貨物に使用されていたパレットから、分散隠匿された覚醒剤を発見し摘発しました。



（令和3年1月、大阪税関堺税関支署）

5. 税関による摘発事例（航空貨物）

① トランスミッションのパーツから覚醒剤を摘発

トルコ共和国から到着した航空貨物から、トランスミッションのパーツ内に隠匿されていた覚醒剤6,142.83グラムを摘発しました。



（令和3年3月、大阪税関関西空港税関支署）

② 枠付き鏡から覚醒剤を摘発

メキシコ合衆国から到着した航空貨物から、金属製枠付き鏡の枠部分に隠匿されていた覚醒剤約8キログラムを摘発しました。



（令和3年3月、東京税関）

③ プラスチックボトルから液状大麻を摘発

米国から到着した航空貨物から、プラスチックボトルに隠匿された液状大麻2,076.3グラムを摘発しました。



（令和3年4月、東京税関）

5. 税関による摘発事例（国際郵便物）

① ヘアワックス容器に隠匿された覚醒剤を摘発

タイから到着した国際郵便物から、ヘアワックス容器に隠匿された覚醒剤約8キログラムを摘発しました。



（令和3年1月、東京税関東京外郵出張所）

② 二重工作された段ボールからMDMAを摘発

ドイツ連邦共和国から到着した国際郵便物から、二重工作された段ボールに隠匿されていたMDMA5,719.87グラムを摘発しました。



（令和3年4月、横浜税関川崎外郵出張所）

③ ワックス缶に隠匿された液状大麻を摘発

アメリカ合衆国から到着した国際小包郵便物内から、ワックス缶内に隠匿した液状大麻13,464.6グラムを発見し摘発しました。



（令和3年3月、大阪税関大阪外郵出張所）

6. 税関からのお願い

○輸入者名を騙った輸入申告

- ・実在する輸入者の輸入者符号を無断使用
- ・連絡先は輸入者の電話番号ではなく、別の電話番号

○輸入者を騙して輸入者名で輸入申告

○輸入者を騙して輸入者の貨物の一部として輸入申告

- ・輸入者には正規の貨物であるとして説明
- ・貨物全部あるいは一部の配送先が通常とは異なる。

物流業・倉庫業関係者の皆様へ

税関からのお願い

大手荷主を騙る^{かた}貨物に注意！！

近年、大手荷主の名義を盗用するなどし、覚醒剤等不正薬物を密輸入する手口が散見されています。



- 船荷証券上の荷主が貨物に心当たりがないと言っている
- 船荷証券上の荷主と連絡がつかない
- 得意先貨物にいつもと異なる荷姿の貨物が混入されている
- 得意先の貨物であるが、一部のみ異なる配送先である
- 得意先の貨物であるが、いつもと異なる荷送人である

皆様からの情報提供が密輸入阻止につながります！！上記のような事象以外にも、『いつもと違う』とお気づきの点がありましたら、最寄りの税関保税担当又は税関密輸情報窓口にご連絡ください。

名古屋税関保税取締部門 052 - 654 - 4094

税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

密輸情報
提供サイト
QRコード



税関:密輸情報提供サイト

<http://www.customs.go.jp/mizugawa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>



財務省
名古屋税関

【税関と名古屋税関保税会の歴史】

2022年（令和4年）

令和元年5月
MOU締結

<45年>

1977年：名古屋税関保税会発足
(昭52年5月24日)

<40年>

1937年：名古屋税関設置
(昭12年10月1日)

<85年>

<150年>

<65年>

1872年：税関名称統合
(明5年11月28日)

